

合同会社 いりおす

いりおす 児童発達支援・放課後ディサービス 多機能型 運営規定

◆事業の目的

第1条

合同会社いりおすが設置経営する「いりおす」（以下 事業所と言う）において行う 指定通所支援の児童発達支援・放課後等ディサービスの多機能型事業（以下 事業と言う）の適正な運営を確保するために 必要な人員及び運営管理に関する事項を定め 事業の円滑な運営管理を図ると共に 利用する障害児及びその保護者等の意思及び人格を尊重し 適切な通所支援を提供することを目的とする。

以下 個々の育ちの特性を理解した上で 生涯にわたる 身体的 精神的 社会的に満たされた良好な状態の向上を図ることを目的とする。

- 1) 個人として尊重され 基本的人権が保障されると共に 差別的扱いを受けることがないようにすること。
- 2) 根拠ある支援の下 適切に療育されること。
- 3) 生活があらゆる事柄から守られ 愛され保護されること。
- 4) 健やかな成長 発達 自立が支援計画により実行されること。
- 5) 年齢 個々の発達に応じて 自己の気持ちや意思 意見が尊重され 最善の利益が優先されること。
- 6) 個々の家庭を基本とし 保護者等と共に 支援 療育を行い また家庭での支援 療育が困難な場合は 社会資源の提供などを行い 支援 療育環境を確保すること。
- 7) 家庭や子育てが 楽しい環境であるよう 個々の家庭での生活が喜びに満ちているよう支援すること。

◆運営の方針

第2条

事業所は 保護者及び障害児の意向 障害児の特性 障害の特性その他の事情を踏まえた児童発達支援・放課後等ディサービス個別支援計画（以下 個別支援計画と言う）を作成し これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに その成果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることに より障害児に対して適切かつ効果的に児童発達支援・放課後等ディサービス支援を提供する。

2 事業所は 障害児の意思及び人格を尊重して 常に当該障害児の立場に立った児童発達支援・放課後等ディサービス支援を提供する。

3 事業所は 家庭及び地域との連携を重視した運営を行い 社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者 児童福祉施設 その他の保険医療サービス 福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業所は 障害児の人権擁護 虐待防止等のため 責任者を設置する等 必要な体制の整備を行い 職員に対し研修を実施する等 努める。

5 事業の実施にあたっては 前4項の他 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下 法 という）に定める内容のほか その他関係法令等を遵守する。

◆事業所の名称等

第3条

事業所の名称 所在地は以下の通りとする。

1) 名称 合同会社 いりおす

児童発達支援・放課後等ディサービス いりおす

2) 所在地 〒221-0865 横浜市神奈川区片倉1-1-22

上記 事業所は 児童発達支援と放課後等ディサービスの多機能型の施設とする。

個々の発達の特性や 歩み方に応じ 5領域の視点を踏まえ 継続的なアセスメントを行い 根拠ある

支援を行うこととする。

◆利用定員 及び年齢

第4条

当事業所における 児童発達支援・放課後等ディサービスの利用定員は 10人とする。

当事業所における 児童発達支援・放課後等ディサービスの対象児童の年齢はおおむね2歳から18歳までとする。

◆主たる対象とする障害の種類

第5条

主たる対象とする障害は発達障害 知的障害 精神障害のある児童とする。

◆営業日 営業時間

第6条

営業日 営業時間は以下の通りとする。

1) 営業日 月曜日から土曜日 ※年末年始を除く

2) 営業時間 午前 9 : 00 から 午後 6 : 00

3) サービス提供日 及び時間

サービス提供日	サービス提供時間
月曜日から金曜日 ※年末年始を除く	午前 10 : 00 ~ 午後 5 : 00
土曜日 祝日 学校等長期休業日	午前 10 : 00 ~ 午後 4 : 00

2 休業日は 日曜日 年末年始とする。

3 上記 営業日 営業時間以外でも 必要に応じて 営業を行う場合がある。

4 未就学児（児童発達支援）は 午前 10 : 00 ~ 午後 17 : 00 のサービス提供時間内で4時間程度を上限とし療育を行う。

やむを得ない事情がある場合はこの限りではなく 指導員の確保が出来た場合は延長も可能とする。

5 放課後等ディサービスにおいて下記の場合は利用可能時間を設定するものとする。

- ・短縮授業及び オンライン授業等で授業が実施される場合は おおむね5時間を上限とする。

6 長期欠席（不登校）の場合は 個別契約書を別途締結し 利用可能時間を決定する。

◆職員 及び職務内容

第7条

勤務する職員の職種 員数 及び職務内容は次の通りとする。

1) 管理者 1名 児童発達支援管理責任者 常勤職員と兼務

管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

児童発達支援管理責任者は 支援計画の作成 利用児童 保護者等に対する相談及び援助を行う。

また 他の職員の技術指導や助言を行う。

2) 保育士または児童指導員 5名

個別支援計画に基づき適切な支援 援助を行う。

◆支援の内容

第8条

事業所で行う児童発達支援・放課後等ディサービスの支援内容は次の通りとする。

1) 個別支援計画を作成。

5領域の視点を含めた療育目標を設定し 個別支援計画を作成する。

2) 日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練

療育目標を設定した個別プログラムに沿った日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練を行う。

3) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

4) 関係機関との連携

保健 医療 教育を含めた支援システムを構築するため 関係機関と連携を図る。

5) 健康状態の確認

6) 相談 助言

障害児の日常生活における支援等に関する相談及びアドバイスを行う。

7) 送迎

身体の安全に資するため 学校や保育所 幼稚園等と事業所及び自宅と事業所間で送迎を行う。

8) 評価・改善

事業所は 提供する児童発達支援・放課後等ディサービスの支援の質の評価を行い 常にその改善に努める。

9) その他必要な支援

◆個別支援計画の作成

第9条

事業所では 以下の通り 個別支援計画を作成する。

2 児童発達支援管理責任者は 個別支援計画の作成に当たり 適切な方法により 障害児について 有する能力 置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の 把握（以下 アセスメントと言う）を行い 障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。

3 児童発達支援管理責任者は アセスメントを行うにあたり 面接の趣旨を保護者及び障害児に対して 十分な 説明を行い 理解を得る。

4 児童発達支援管理責任者は アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき 保護者及び障害児の生活に対する 意向 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 生活全般の質の向上のための課題 児童発達支援・放課後等ディサービス支援の具体的内容 児童発達支援・放課後等ディサービス支援を提供する上での留意事項その他 必要な事項を記載した個別支援計画の原案の作成をする。この場合 障害児の家族に対する援助及び事業所が 提供する児童発達支援・放課後等ディサービス支援以外の保険医療サービスまたは福祉サービスとの連携も含め 個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。

5 児童発達支援管理責任者は 個別支援計画の作成に当たり 障害児に対する児童発達支援・放課後等ディサービス 支援の提供に関わる担当者を招集し会議を開催し 個別支援計画の原案について意見を求める。

6 児童発達支援管理責任者は 個別支援計画の作成に当たり 保護者及び障害児に対し 当該個別支援計画について 説明を行い 文書により同意を得る。

7 児童発達支援管理責任者は 個別支援計画を作成した際は 当該個別支援計画を保護者に交付する。

8 児童発達支援管理責任者は 個別支援計画を作成後 個別支援計画の実施状況の把握（障害児についても継続的 なアセスメントを含む。以下 モニタリングと言う）を行うとともに 障害児について 解決すべき課題を把握し 少なくとも6カ月に1回以上 個別支援計画の見直しを行い 必要に応じて 当該個別支援計画の変更を行う。

9 児童発達支援管理責任者は モニタリングに当たり 保護者との連絡を継続的に行い 特段の事業のない限り 次に定めるところにより行う。

① 定期的に保護者と障害児と面談を行う。

② 定期的にモニタリングの結果を記録する。

10 上記 個別支援計画の変更についても準用する。

◆保護者から受領する費用の種類とその額

第10条

児童発達支援・放課後等ディサービスの支援を提供した場合の利用料金の額は 厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該児童発達支援・放課後等ディサービスが法定代理受領サービスである時は 保護者の家計の負担能力を斟酌して定める額とする。ただし 基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には 当該相当する額とする。

2 その他の費用は 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって その障害児の保護者が負担することが適当と認められる費用。

- ・事業所外活動にかかる交通費 実費
- ・事業所外活動にかかる入場料や入園料 実費
- ・活動にかかる教材費 実費
- ・おやつ代 児童発達支援 1回 100円 放課後等ディサービス 1回 120円

3 第2項の費用の支払いを受けた場合は 領収書を交付するものとする。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たり 保護者に対し 事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い 支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

◆事業の実施地域

第11条

通常の実施地域は 横浜市神奈川区 港北区 西区 保土ヶ谷区 とする。

※送迎の関係で一部とさせていただく場合もあります。ご了承ください。

◆契約時の文書の交付

第12条

保護者及び障害児に対して 運営規定の概要 勤務体制 その他の重要事項を記した文書を交付し 説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては 提供する児童発達支援・放課後等ディサービス支援の内容 苦情受付窓口を記した文書を交付するものとする。

◆サービス利用にあたっての留意事項

第13条

障害児が児童発達支援・放課後等ディサービス支援の提供を受ける際は 次の各号に掲げる事項に留意してもらえよう説明を行う。

- 1) 室内の危機使用に当たっては 職員の指示に従うこと。
- 2) サービスの利用当日に 児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は サービス内容の変更等の措置を講ずること。
- 3) 支援室 設備等の利用に際し 利用者の過失による破損が生じた場合は賠償していただくことがあること。
- 4) 他の利用者に損害を与えた場合は 賠償していただくことがあること。
- 5) 貴重品の管理は利用者の責任において管理していただくこと。事業所が一切責任を負わないこと。
- 6) サービス利用の中止は必ず 事前に連絡していただくこと。
- 7) サービス提供時間を遵守していただくこと。
- 8) 他の利用者に対し 政治活動 布教活動 販売活動を行わないこと。

2 前項の各号について 同意がない場合は サービスの利用を拒否することがあることとする。

◆緊急時における対応

第14条

事業者及び職員は サービスの提供を行っているときに 利用障害児に病状の急変その他の緊急事態が生じた時は 速やかに医療機関または利用障害児の主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

また 管理者に連絡を行うこととする。

◆事故発生時の対応

第15条

支援 サービスの提供により事故が発生した場合は 速やかに横浜市 かつ利用障害児 その保護者に連絡を行うとともに 必要な措置を行うものとする。

◆非常 災害対策

第16条

消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに 非常災害に関する具体的な計画を立て

非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を計画し 定期的に職員に周知するとともに 定期的に避難 救出 その他
必要な訓練を行うものとする。

◆業務継続計画策定等

第17条

感染症や非常災害の発生時において支援 サービスの提供を継続的に実施し 非常時の体制で早期の業務再開を
図るための計画を策定し それに従い必要な措置を行うものとする。

2 職員に対し 業務継続計画について周知するとともに 必要な研修および訓練を定期的に行うものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

◆衛生管理等

第18条

利用障害児の使用する設備に対し 衛生的な管理に努め 必要な措置を行うとともに 健康管理に必要となる
設備等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所内において感染症または食中毒等が発生し 蔓延しないように 以下に掲げる措置を行うものとする。

1) 事業所における感染症および食中毒の予防また蔓延の防止のための対策を定期的開催するとともに
職員に周知徹底を図るものとする。

2) 事業所における感染症および食中毒の予防また蔓延の防止のための指針を整備することとする。

3) 事業所において 職員に対し 感染症および食中毒の予防および蔓延の防止のための研修並びに訓練を
定期的実施することとする。

◆苦情解決

第19条

利用障害児および保護者 その他の当該利用家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために 苦情を受け付ける
窓口を設置するものとする。

また 近隣の住人 施設等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために 苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

その他 いかなる苦情にも迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

◆虐待防止のための措置に関する事項

第20条

児童発達支援・放課後等ディサービスの支援の提供に対する障害児の人権擁護・虐待防止等に対応するため
責任者の設置 委員会の設置 相談窓口の設置等 苦情解決体制の整備 職員に対する研修 その他必要な措置を講ずるものとする。

◆身体拘束等の禁止

第21条

事業所は 児童発達支援・放課後等ディサービスの支援において 利用者の生命または身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き 身体拘束その他行動を制限する行為（以下 身体拘束等と言う）を行わないものとする。
2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には その態様及び時間 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3 事業所は 身体拘束等の適正化を図るため 次に掲げる措置を講ずる。

- 1) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに その結果について
職員に周知徹底を図る。
- 2) 身体拘束等に適正化のための指針を整備する。
- 3) 職員に対し 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

◆自動車を運行する場合の所在の確認

第22条

事業所外での活動 取り組みのための移動 その他利用障害児の移動のために 自動車を運行する場合は
乗車および降車の際に 点呼し利用障害児の所在を確実に把握することができるようにすることとする。
2 送迎を目的とした自動車を日常的に運行する時は 当該自動車にブザー等の装置を備え 前項に定める
所在の確認を行うものとする。

◆勤務体制の確保等

第23条

管理者は 職員の勤務体制を定めるとともに 質の向上を図るための研修を次の通り 設けるものとする。
1) 採用時研修 採用後2カ月以内
2) 継続研修 研修計画を作成し 年4回以上行うものとする。

◆職場におけるハラスメントの防止

第24条

適切な支援 サービスの提供を確保する観点から 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える職員の就業環境が害されることを防止するため 明確化等の必要な措置を行うものとする。

◆秘密保持等

第25条

事業者および職員は 正当な理由なく 業務上知り得た利用障害児 その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者に 業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を保持させるため 職員でなくなった後においても これらの秘密を保持する旨を 雇用契約に明記する。

◆情報提供時の同意

第26条

事業所は 障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所等 その他の福祉サービスを提供する者に対して障害児またはその家族に関する情報を提供する際には 予め文書により 当該障害児またはその家族の同意を得ておくものとする。

◆記録の保存

第27条

事業所は 職員 設備 備品 及び会計に関する諸記録を整備するとともに 障害児に対する児童発達支援・放課後等ディサービスの支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し 当該児童発達支援・放課後等ディサービスの支援を提供した日から 5年間保存するものとする。

- 1) 児童発達支援・放課後等ディサービスの支援に係る必要な事項の提供の記録。
- 2) 個別支援計画
- 3) 市区町村への通知に係る記録
- 4) 苦情の内容等の記録
- 5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
- 6) その他業務に付随する記録の一切

本規定は 2026年（令和8年）9月1日から施行する。

いりおすの根っこ

『いりおす』は 陽だまりのようなほっこりあたたかい場所。
一人ひとりがお互いを想い、寄り添い、できあがりました。

"人" を大切にできた、いりおす。
ありのままを受け入れ、寄り添います。

いい所探しが得意なスタッフばかり。得意な部分を見つけたら
さらにのばしていきます。

あせらず 急がず 比べない。そんな心持ちを大事にします。

こども、家族、スタッフ、みんなにおひさまが当たるように。

そしてそれぞれ個人が、おひさまのようにひかり輝けるように。